事 務 連 絡 平成 23 年 12 月 22 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

食品中の放射性物質の規格基準の設定について

平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条第2号に該当するものとして取り扱ってきたところです。

暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていますが、厚生労働省としては、モニタリング検査の結果を確認すると食品中の放射性セシウムの検出濃度が、多くの食品で相当程度低下傾向にあることを踏まえ、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を、現在の年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げることを基本として、薬事・食品衛生審議会において新たな規格基準設定のための検討を進めてきました。

本日開催の同審議会の放射性物質対策部会において、食品衛生法第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値案が了承されました。しかしながら、経過措置の取扱いの一部について、部会委員より御指摘がありましたので、追って考え方をお示ししたいと思います。なお、基本的な考え方等については、別添の資料のとおりです。また、報告書及び詳細なデータ等は(参考)にあるホームページに掲載されておりますので、参照していただければと考えております。

今後は、文部科学省の放射線審議会へ諮問し、WTO通報、パブリックコメントを行い、さらに、国民の皆様への説明会も開催した上で、薬事・食品衛生審議会の答申を受けて、関係省令、告示の所要の改正を行うこととしています。

ついては、施行目標の平成24年4月までに広報紙などを活用し、貴管下関係営業者及び住民の皆様への十分な周知をお願いします。

(参考)

平成 23 年 12 月 22 日

「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料」

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001yw1j.html

■ 食品区分の範囲について

食品 区分	設定理由	含まれる食品の範囲					
飲料水	①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値(10 Bq/kg)を提示③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び 水との代替関係が強い飲用茶					
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、 感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法(平成14年法律第103号)第26条 第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち 「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売する もの					
牛乳	①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、 感受性が成人より高い可能性」を指摘	○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、 加工乳など) 及び乳飲料					
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の 影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	○上記以外の食品					

「一般食品」の基準値の考え方

- ●食品中の放射性物質(放射性セシウム134及び137、ストロンチウム90、ルテニウム106、 プルトニウム)からの線量が年間1mSvを超えないように設定する。
- ●この際、放射性セシウム以外の核種は、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を 算出し、合計して1mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。



年齢区分別の摂取量と換算係数を考慮し限度値を算出

	年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)	
	1歳未満	男女平均	460	
	1 告。 6 告	男	310	
	1歳~6歳	女	320	# S# 1+
	7歩 - 17歩	男	190	基準値
	7歳~12歳	女	210	100 Bq/k
	125-105-	男	120	– – – – – – – – – – – – – – – – – – –
	13歳~18歳	女	150	
	4 O+FIVI L	男	130	
19/	19歳以上	女	160	
	妊婦	女	160	
	最小値		120	

<「飲料水」の線量=飲料水の基準値(Bq/kg)×年齢区分別の飲料水の摂取量×年齢区分別の線量係数>

- ●飲料水については、WHOが示している基準に沿って、年間線量を約0.1mSv、基準値を10 Bq/kgとする。
- ●一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル(1 mSv/年)から、「飲料水」の線量(約0.1 mSv/年)を 差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- 当該線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する (この際、流通する 食品の50%が汚染されているとする)。

「乳児用食品」の範囲について

カテゴリー 含まれる食品の範囲 ●健康増進法第26条第1項の 規定に基づく特別用途表示 食品のうち「乳児用」に 適する旨の表示許可を 受けたもの

- ●乳児の飲食に供することを 目的として販売するもの
- →消費者が表示内容等により 乳児向けの食品であると 認識する可能性が高いもの を対象とする。

■ 乳幼児を対象とした調製粉乳

フォローアップミルク等の粉ミルクを含む



■ 乳幼児用食品

おやつ等



■ ベビーフード





■ 乳幼児向け飲料

飲用茶に該当する飲料は 飲料水の基準を適用





■ その他

服薬補助ゼリー、栄養食品等







「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」「牛乳」の基準値について

<「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳と同類の商品と認識されているものを含むため。



- ●「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため 万が一、流通する食品の全てが汚染されていたとしても影響のない値を基準値とする。
- → 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である50 Bq/kgを基準値とする。

■製造、加工食品の基準値適用の考え方

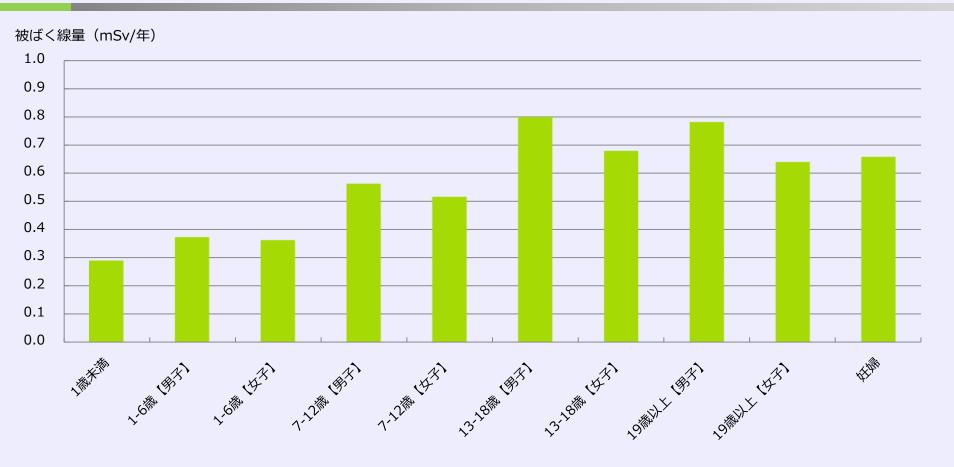
●基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで 一般食品の基準値を適用することを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、コーデックス委員会のReady-to-eatの考え方を踏まえて、基準値を適用する。

- ① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、 水戻しを行い、食べる食品
- →食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態(水戻しを行った状態)**で一般 食品の基準値を適用する。
 - 注)のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、 製造、加工された状態(乾燥した状態)それぞれで一般食品の基準値を適用する。
- ② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品
- →食用の実態、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なる ことから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、 飲む状態**で飲料水の基準値を、**米ぬかや菜種などを原料とする油は油で**一般食品 の基準値を適用する。

| 基準値の食品を摂取し続けた場合の被ばく線量



- ●基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度 小さい値になることが想定される。
 - 注)放射性セシウムから受ける実際の被ばく線量は、全年齢(男女)の平均摂取量で試算した場合、 年間0.04 mSv程度(中央値)と推計される。
 - ※「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%、「一般食品」は汚染割合50%として算出

■ モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

	超過割合	福島県				その他							
品目		3月~6月		7~9月		10~11月		3月~6月		7~9月		10~11月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)
*	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) *1	-/- (-) <u>*</u> 1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/619 (0.2%)	8/619 (1.3%)	-/- (-) *1	-/- (-) <u>*</u> 1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/503 (0%)	0/503 (0%)
野菜類	超過数/検査件数	159/1517	310/1517	0/1366	5/1366	3/1124	13/1124	29/2190	168/2190	0/1264	0/1264	0/1409	0/1409
	(超過率)	(10.5%)	(20.4%)	(0%)	(0.4%)	(0.3%)	(1.2%)	(1.3%)	(7.7%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
果実類	超過数/検査件数	11/188	71/188	6/779	48/779	6/489	49/489	0/152	0/152	0/478	3/478	0/522	3/522
	(超過率)	(5.9%)	(37.8%)	(0.8%)	(6.2%)	(1.2%)	(10.0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0.6%)	(0%)	(0.6%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	1/1 (100%) <u>*</u> 2	0/2 (0%)	2/2 (100%) <u>*</u> 2	-/- (-) <u>*1</u>	-/- (-) <u>*</u> 1	42/301 (14%)	172/301 (57.1%) ※2	29/187 (15.5%)	119/187 (63.6%) ※2	121/1755 (6.9%)	1220/1755 (69.5%) <u>**2</u>
キノコ類	超過数/検査件数	38/212	88/212	15/342	47/342	25/324	67/324	0/87	4/87	2/175	12/175	40/708	195/708
	(超過率)	(17.9%)	(41.5%)	(4.4%)	(13.7%)	(7.7%)	(20.7%)	(0%)	(4.6%)	(1.1%)	(6.9%)	(5.6%)	(27.5%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	4/285 (1.40%) ※3	0/137 (0%)	0/137 (0%) ※3	0/91 (0%)	0/91 (0%) ※3	0/283 (0%)	4/283 (1.41 %) ※3	0/338 (0%)	0/338 (0%) **3	0/325 (0%)	0/325 (0%) ※3
牛肉	超過数/検査件数	1/47	13/47	56/1165	122/1165	2/1644	18/1644	0/12	0/12	77/8519	663/8519	9/26737	131/26737
	(超過率)	(2.1%)	(27.7%)	(4.8%)	(10.5%)	(0.1%)	(1.1%)	(0%)	(0%)	(0.9%)	(7.8%)	(0%)	(0.5%)
魚介類	超過数/検査件数	51/327	167/327	55/872	336/872	33/919	301/919	4/487	34/487	5/705	32/705	6/1298	30/1298
	(超過率)	(15.6%)	(51.1%)	(6.3%)	(38.5%)	(3.6%)	(32.8%)	(0.8%)	(7%)	(0.7%)	(4.5%)	(0.5%)	(2.3%)
上記以外	超過数/検査件数	9/148	18/148	7/450	51/450	43/926	108/926	0/136	8/136	8/809	57/809	3/902	49/902
	(超過率)	(6.1%)	(12.2%)	(1.6%)	(11.3%)	(4.6%)	(11.6%)	(0%)	(5.9%)	(1.0%)	(7.0%)	(0.3%)	(5.4%)
合計	超過数/検査件数	270/2725	672/2725	139/5782	612/5782	113/6136	564/6136	75/3648	390/3648	121/14536	887/14536	179/34159	1628/34159
	(超過率)	(9.9%)	(24.7%)	(2.4%)	(10.6%)	(1.8%)	(9.2%)	(2.1%)	(10.7%)	(0.8%)	(6.1%)	(0.5%)	(4.8%)

^{※1} 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。

^{※3} 新基準値(案)において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。



^{※2} 生茶葉や荒茶等の状態で測定した結果を示したが、新基準値(案)において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。